

随意契約理由書

件名	豊中市立桜塚小学校外7か所コンクリートブロック壁等改修緊急工事
契約の相手方	株式会社松本工務店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
随意契約理由	<p>本工事は、豊中市立桜塚小学校外7か所のコンクリートブロック壁等において倒壊防止等の改修を行うものです。</p> <p>校舎の緊急点検を実施した結果、地震時に倒壊の可能性があるコンクリートブロック壁等があり、児童・生徒の安全を守るためにも早急な改修が必要です。</p> <p>つきましては、早急に対応が可能である株式会社松本工務店と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約の締結を行うものです。</p>
備考	